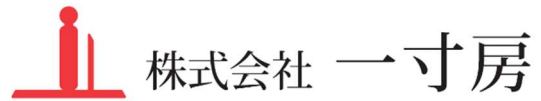


第 20 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

株式会社一寸房
(証券コード：7355)



日 時

2025年10月29日（水曜日）午前10時
（受付時間 午前9時～）

場 所

札幌市中央区北二条西二丁目4 1 番地
札幌2・2ビル5階
株式会社一寸房 本社 会議室

決議事項

- 第1号議案 第20期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類承認の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株主の皆さまへのお願い

●株主総会当日の会場へのご来場は、ご自身の体調を踏まえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

パソコン・スマートフォン・タブレット等
端末からご覧いただけます。
<https://issun.jp/>



(証券コード 7355)
発信日：2025年10月14日
電子提供措置の開始日：2025年10月 3日

株 主 各 位

札幌市中央区北二条西二丁目41番地

株式会社 一寸房

代表取締役社長 上 山 哲 正

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日のご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年10月28日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記のウェブサイトに掲載しております。

当社WEBサイト <https://issun.jp/investors/>



東京証券取引所（東証）WEBサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。当社名（株式会社一寸房）又は証券コード（7355）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月29日（水曜日）午前10時 （受付時間午前9時～）
2. 場 所 札幌市中央区北二条西二丁目4番地 札幌2・2ビル5階
株式会社一寸房 本社 会議室
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。
3. 目的事項
報告事項 第20期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第20期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告書、計算書類に修正する必要がある場合には、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://issun.jp/>）に掲載し、周知させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第20期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項の規定に基づき、第20期計算書類の承認をお願いするものであります。本議案の内容は、添付書類（19頁から28頁まで）に記載のとおりであります。

なお、取締役会といたしましては、第20期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1 再任	かみやま てつまさ 上山 哲 正 (1962年1月21日生)	1987年4月 (有)サツエイ工業入社 1990年7月 マウントアップ㈱設立 代表取締役就任 1993年7月 建設設計の個人事業創業 2005年8月 当社設立 代表取締役就任 2006年7月 当社代表取締役辞任 2008年8月 当社代表取締役就任（現任） 2018年4月 ㈱カミヤマ設立 代表取締役就任（現任） 2019年1月 大連一寸房設計有限公司設立 董事長就任 2019年3月 ㈱一寸房コンサル設立 代表取締役就任 2023年3月 大連一寸房設計有限公司董事長退任	141,725株
（取締役候補者とした理由） 上山哲正氏は、当社創業者であり、2008年より代表取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に携わっております。豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを備えており、会社の発展に貢献してまいりました。このようなことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
2 再任	ふ る た あ き ひ さ 古 田 章 久 (1962年3月9日生)	1984年4月 (株)側進入社 1986年4月 郵政省入社 1988年7月 日本タイプライター(株) (現キヤノンセミコンダクターエレクトロニクス(株)) 入社 1997年6月 (有)伸デザイン工房設立 専務取締役就任 1998年12月 (株)クライスト・アドヴァン入社 2002年5月 (株)ルシファー設立 代表取締役就任 2015年2月 当社入社 2016年8月 当社取締役就任 2019年6月 (株)一寸房コンサル取締役就任 2019年8月 当社専務取締役就任 (現任)	1,250株
(取締役候補者とした理由) 古田章久氏は、専務取締役として、設計ソリューション部門を管掌しております。当社の事業に対する高い見識と実績及び豊富な業界知識を備えており、会社の発展に貢献してまいりました。このようなことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3 再任 社外	なかやま ひ で と 中 山 秀 人 (1950年11月17日生)	1971年4月 鹿島建設(株)入社 1973年4月 島藤建設工業(株)入社 1979年11月 (株)センシン建築設計取締役就任 1985年4月 (株)小林入社 1988年4月 (株)石田工務店取締役就任 1993年3月 (株)佐々木建設入社 1994年4月 同社取締役就任 1998年5月 サンケンセツ(株)入社 1998年5月 (有)セトル取締役就任 2000年9月 (株)アーク技研設立 代表取締役就任 2021年3月 当社取締役就任 (現任)	1,250株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 中山秀人氏は、2020年まで長年建設会社の経営を行っており、建設業に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に反映していただくこととともに、当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株数
4 再任 社外	ごとう せいいち 後 藤 制 一 (1964年1月26日生)	1988年4月 日興証券(株) (現SMB C日興証券(株)) 入社 1989年5月 (株)日本エル・シー・エー入社 1992年4月 同社札幌営業所長就任 1993年6月 (株)エスアンドエスネットワーク設立 常務取締役就任 1995年7月 同社代表取締役社長就任 2003年7月 同社代表取締役就任 (現任) 2004年11月 (有)環境機器サービス 代表取締役社長就任 (現任) 2011年1月 (株)北海道ニーズ監査役就任 2016年8月 当社取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)エスアンドエスネットワーク 代表取締役 (有)環境機器サービス 代表取締役社長	2,300株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 後藤制一氏は、長年自身の会社経営及び経営コンサルタントとして活動し、会社経営に関する豊富な経験と高い知識を有していることから、当社の経営に反映していただくこととともに、当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中山秀人氏及び後藤制一氏は、社外取締役候補者であります。各氏は当社の現任の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって以下のとおりであります。
中山秀人氏 4年7ヶ月
後藤制一氏 9年2ヶ月
3. 当社は、中山秀人氏及び後藤制一氏との間で、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、当社取締役及び当社監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。各候補者は、選任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、保険料は当社が全額負担しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 及川華恵氏は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任 社外	おいかわ はなえ 及 川 華 恵 (1979年11月19日生)	2007年4月 最高裁判所司法研修所入所 2008年9月 弁護士登録（札幌弁護士会）ながた法律事務所入所 2016年11月 岸田法律事務所入所 2021年4月 ひいらぎ法律事務所開所（現任） (重要な兼職の状況) ひいらぎ法律事務所 弁護士	一株
(社外監査役候補者とした理由) 及川華恵氏は、弁護士としての専門的な知識及び幅広い経験を有しており、これらの経験と見識を活かし、今後社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材であると判断し、社外監査役候補者といいたしました。			

(注) 1. 及川華恵氏は、社外監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 及川華恵氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

4. 当社は、当社取締役及び当社監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。各候補者は、選任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、保険料は当社が全額負担しております。

以 上

事 業 報 告

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調に推移してきた米国経済に不確実性が見られるものの、雇用・所得環境の持ち直しが続き、各種政策の効果も相まって、緩やかな回復基調が見られました。一方、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化に伴い、原材料・エネルギーコストが高止まりするなか、欧州や中国などを中心に需要回復が停滞しており、また、政策金利の引き上げや為替相場の変動、米国新政権の動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の主要取引先である建設業界においては、慢性的な技術労働者不足と建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇により、受注競争が激化しております。こうした厳しい経営環境の中、建設現場の生産性向上を目的とした政府主導による建設DX推進に向けたさまざまな施策が進められております。

このような経済環境の中で、当社は、建設設計に関わるワンストップサービス（意匠設計、設備設計、構造設計、生産設計、測量設計の一元的な管理・提供）を確立し、BIM/CIMを活用した3次元設計技術の体制強化及びXR技術（VR/AR/MR）を活用したデジタルコンテンツ制作を積極的に行い、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みを、さらに加速させております。設計図面データとデジタルコンテンツ技術を融合させ、建設業界に新たな価値を提供する革新的なビジネスモデルを確立し、企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、当事業年度は、連結子会社を吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差損や固定資産除却損を計上したことにより、当初の想定を下回る結果となりました。

今後は、営業活動に一層注力し、売上高のさらなる拡大を目指すとともに、コストアップに耐え得る収益構造の確立と企業体質の強化に努め、持続的な成長と安定した収益確保を目指してまいります。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,182,318千円（前年同期比0.7%増）、営業利益は29,003千円（前年同期比31.8%増）、経常利益は30,240千円（前年同期比9.6%増）、当期純利益は20,468千円（前年同期は当期純損失21,419千円）となりました。

なお、当社は、2024年11月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

部門別の売上高は以下のとおりであります。

なお、当社は、2024年11月1日付で、連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併したことに伴い、株式会社一寸房コンサルのサービスであります測量事業を設計ソリューション事業へ統合いたしました。

<設計ソリューション部門>

設計ソリューション事業においては、売上高は1,098,846千円（前年同期比2.3%増）、セグメント利益は250,473千円（同6.1%減）となりました。

<派遣部門>

派遣事業においては、売上高は83,471千円（同16.4%減）、セグメント利益は24,807千円（同12.2%減）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の総額は21,619千円であり、その主要なものは建設系CADソフトウェアのリース契約によるものであります。

（3）資金調達の状況

当事業年度中において、金融機関から短期借入金94,000千円を調達いたしました。

（4）対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

① 人材の確保と育成

当社の事業を更に拡大するには、設計ソリューション事業を中心に人材の確保及び育成が必要となります。

国内の採用につきましては、当社ホームページにおけるリクルートの充実や、求人情報の有効活用並びにSNSの活用、企業説明会等への積極的な参加、建築系学部を要する大学への定期的な訪問、インターンシップ制度の導入等、様々な手法を用いて採用増強に努めてまいります。また、海外における人材採用につきましても海外拠点を中心に現地採用を含めて積極的に採用活動を進めて参ります。

また、採用担当者に関しましては、採用コンサルによる指導や採用に関する各種講習会への参加により、採用のプロフェッショナルとして教育し、今後も積極的な採用活動を行ってまいります。

技術職の人材育成については、個々のレベルに応じたOJTにより、業界未経験であっても建設設計技術等を向上、会得する仕組みを構築しております。

②新規取引先の開拓

当社の主要販売先は大和ハウス工業株式会社（以下、「同社」という。）であります。同社とは当社設立時から良好な関係と安定した取引があり、当社の売上高に占める同社の割合は約31.3%となっております。当社はこれまでどおり主要な販売先として同社との良好な関係維持、売上高拡大を図るとともに、新規取引先の開拓を積極的に行い、同社への過度な依存とならぬよう、全体の売上高を拡大していくことに取り組んでまいります。

③ワンストップサービスの拡充

当社の継続的な成長には、現行の建設設計に関わるワンストップサービス（意匠設計、構造設計、生産設計、設備設計）の拡充が重要であると考えております。より幅広く顧客のニーズに応えられるよう、新たなサービスを備え、収益性の向上、継続的な成長を図ってまいります。

④経営管理機能の強化

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンス機能の強化が不可欠と考えております。そのために、意思決定の明確化、取締役会及び監査役会の機能強化、組織管理体制の更な

る向上を図り、内部管理体制を強化してまいります。

⑤経営環境の変化への機動的な対応

将来にわたる持続的な成長を実現するために、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社は、市場が求める物的確にとらえ社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化は基より、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行うことにより、収益力および効率性の向上を推進し、長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第17期 (2022年7月期)	第18期 (2023年7月期)	第19期 (2024年7月期)	第20期 (当事業年度) (2025年7月期)
売上高	(千円)	1,008,710	1,151,779	1,173,835	1,182,318
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	51,274	△1,021	27,599	30,240
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	28,662	△3,341	△21,419	20,468
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	51.19	△5.86	△37.56	35.89
総資産額	(千円)	471,145	570,521	567,310	638,385
純資産額	(千円)	123,753	120,411	98,882	119,350
1株当たり純資産	(円)	216.04	210.18	172.62	208.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2024年2月1日付で、株式併合(普通株式4株を1株に併合)を実施しました。
第17期から第18期につきましては、期首に株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容(2025年7月31日現在)

当社は、次の事業を行っております。

事業	主要な事業内容	
設計ソリューション事業	意匠設計業務	企画設計・基本設計・実施設計・工事監理等
	設備設計業務	電気設備設計・空調設備設計・給排水設備設計等
	構造設計業務	構造計画・構造計算・構造図・工事監理等
	生産設計業務	鉄骨施工図・鉄骨情報加工・鉄骨積算等
	測量設計業務	地形や構造物の測量調査・VRSGPS測量・RTKGPS測量
	デジタルコンテンツ制作業務	完成予想図、MR、AR、VR等制作等
派遣事業	建設設計業務に携わる技術者の人材派遣業務	

(7) 主要な営業所 (2025年7月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	札幌市中央区北二条西二丁目41番地
東 京 支 店	東京都千代田区飯田橋三丁目11番14号
大 阪 支 店	大阪市北区西天満3丁目14番16号
ミャンマー支店	ミャンマー ヤンゴン市
キルギス支店	キルギス ビシュケク市

(8) 従業員の状況 (2025年7月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
167名[4.3名]	2名増[3名増]	33.7歳	4.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー他)は[]内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (2025年7月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社北洋銀行	153,568 千円
株式会社北海道銀行	46,000
株式会社三菱UFJ銀行	30,000
株式会社青森銀行	25,312
株式会社北陸銀行	24,100
空知信用金庫	20,000
日本政策金融公庫	16,000
稚内信用金庫	11,316

2. 会社の株式に関する事項（2025年7月31日現在）

- （1）発行可能株式総数 2,200,000株
- （2）発行済株式の総数 570,275株
- （3）株主数 26名
- （4）大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社カミヤマ	350,825 株	61.51 %
上 山 哲 正	141,725	24.85
北洋SDGs推進投資事業有限責任組合	25,000	4.38
サントー株式会社	17,250	3.02
瀬 尾 昌 資	4,375	0.76
株式会社中央地建	4,125	0.72
河 原 博 之	4,025	0.70
大 沼 敏 文	2,500	0.43
辻野建設工業株式会社	2,425	0.42
後 藤 制 一	2,300	0.40

（注） 1. 株式会社カミヤマは、当社代表取締役社長である上山哲正氏がその株式を保有する資産管理会社であります。

- （5）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2019年7月19日	2019年7月19日
新株予約権の数	110,000個	50,000個
保有者数	取締役(注1) 1名	取締役(注1) 1名
株式の種類及び数	普通株式 27,500株	普通株式 12,500株
行使価額	1株につき1,144円	1株につき1,144円
権利行使期間	2019年7月22日から 2029年7月21日まで	2021年7月20日から 2029年7月19日まで
行使条件	(注2)	(注3)

(注) 1. 取締役には社外取締役は含まれておりません。

2. 本新株予約権行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

a. 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 本新株予約権行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に当社使用人及び子会社の役員及び使用人に対しての職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2025年7月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	上山 哲正	株式会社カミヤマ代表取締役
専 務 取 締 役	古田 章久	
取 締 役	中山 秀人	
取 締 役	後藤 制一	株式会社エスアンドエスネットワーク代表取締役 有限会社環境機器サービス代表取締役社長
常 勤 監 査 役	安井 健一	
監 査 役	森元 康輔	株式会社クロスロード代表取締役
監 査 役	及川 華恵	ひいらぎ法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役中山秀人氏及び後藤制一氏は社外取締役であります。
2. 監査役森元康輔氏及び及川華恵氏は社外監査役であります。
3. 株式会社カミヤマは、当社代表取締役社長である上山哲正氏がその株式を保有する資産管理会社であります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
2025年7月31日をもって取締役 上山琢真氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めにより、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役の地位にあるものを被保険者の範囲といたします。被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを填補することとしており、被保険者の保険料を会社が全額負担しております。

(4) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみ支給します。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長上山哲正がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定を行うものとします。

（５）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	34,080千円 (1,300千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,960千円 (1,400千円)
合 計	8名 (4名)	43,040千円 (2,700千円)

- （注） 1. 上記には、2025年7月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 使用人兼務役員はおりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の定時株主総会（当時の取締役は4名）において年額100百万円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の定時株主総会（当時の監査役は2名）において年額20百万円以内と決議されております。
5. 業績連動型報酬等及び非金銭報酬等はありません。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	兼職先と当社との関係
取締役	後藤 制一	株式会社エスアンドエスネットワーク	代表取締役	当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
		有限会社環境機器サービス	代表取締役社長	
監査役	森元 康輔	株式会社クロスロード	代表取締役	当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
監査役	及川 華恵	ひいらぎ法律事務所	弁護士	当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	中山 秀人	当事業年度に開催された取締役会16回のうち10回に出席しております。会社経営及び建設業に関する豊富な経験と高い知識を有しており、総合的な観点及び企業経営者としての見地から意見や助言を述べている等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。
社外取締役	後藤 制一	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席しております。会社経営に関する豊富な経験と高い知識を有しており、総合的な観点及び企業経営者としての見地から意見や助言を述べている等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。
社外監査役	森元 康輔	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査役会15回のすべてに出席しております。内部監査人とも定期的に情報交換を行い、取締役の職務執行をモニタリングするほか、会社経営に関する豊富な経験と高い知識に基づく見地から意見や助言を述べております。
社外監査役	及川 華恵	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、また、監査役会15回のすべてに出席しております。弁護士としての専門的見地から、違法及び事業の健全性、コンプライアンス等についての意見や助言を述べております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 法令・定款及び企業倫理・社会規範を遵守するため、コンプライアンス規程、その他の社内規程を定め、全社に周知・徹底する。
 - b 取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営基本方針等を審議決議するとともに、取締役会規程、職務権限規程やその他の職務執行に関する規程を制定し、取締役及び役職員は法令・定款及び定められた規程に従い業務を執行する。
 - c リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い、社内のコンプライアンス体制の構築及び定期的な遵守状況の確認による維持を行う。
 - d 内部監査規程に従って定期的な内部監査を実施することによって、業務運営の有効性、財務報告の信頼性、内部統制の整備運用状況を評価し、改善に向けた助言と提言を行う。
 - e 内部通報制度を設け、法令・定款に反する行為、その他の問題早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - b 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 会社の事業活動において想定される各種リスクに関しては、リスク・コンプライアンス委員会を活動の主体として、リスク管理規程に従ってリスク管理体制を構築する。
 - b 当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査担当者により監査を実施する。
 - c 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - b 取締役会を原則毎月1回定期的開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会では付議事項の審議及び重要な報告ならびに取締役の職務執行の監督を行う。
 - c 事業計画を策定し明確な目標を定め、達成及び進捗状況を定期的に確認し、事業活動の目標達成を図る。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
- a 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を任命することができる。
 - b 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び部門長等の指揮・命令は受けないものとする。
 - c 当該使用人の人事異動及び人事考課、懲戒処分については、監査役の同意を得た上で決定するものとする。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
 - b 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - c 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - d 上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑦監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
 - b 監査役は、定期的に取り締役と意見交換を行い、業務の状況、相互の意思疎通を図る。
 - c 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ⑨反社会勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- a 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを基本方針としております。
 - b 当社は、反社会勢力排除に向けた関連規程を整備し、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。
 - c 新規取引の開始にあたっては、取引先が反社会的勢力と関係がないことを確認してから取引を開始しており、取引先と締結する契約内容に反社会的勢力と関わりあることが判明した場合には即座に取引を解消する旨の条項を記載しております。
 - d 取引継続をする場合、1年毎に新規取引同様に反社会的勢力と関わりがないかの確認を行っております。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況としては以下のとおりです。

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度中に取締役会は 16 回開催しており、そのなかで経営方針や予算の策定、重要や投資についての審議や経営業績、各課題の進捗状況につき報告がなされ、議論が行われました。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当事業年度中にリスク・コンプライアンス委員会を 4 回開催しており、社内におけるリスクを全社的に把握し、その要因分析や再発防止等につき議論が行われました。

③その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度中に監査役会は 15 回開催しており、監査役監査の結果について共有され、取締役との意見交換についても適宜実施し、相互の意思疎通を図っております。加えて監査法人及び内部監査担当者と三様監査として当事業年度中に 2 回開催し、忌憚ない意見交換を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況及び中長期的な財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存ではありますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開を図るのために配当は見送らせていただき、内部留保の充実に優先したいと考えております。

貸 借 対 照 表

(2025年 7 月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	520,030	流動負債	403,603
現金及び預金	215,848	買掛金	2,733
受取手形、売掛金及び契約資産	250,942	短期借入金	164,000
仕掛品	10,969	1年以内返済予定長期借入金	79,598
貯蔵品	895	リース債務	21,393
前払費用	34,208	前受金	13,914
未収還付法人税等	2,382	未払金	8,041
その他	6,140	未払費用	70,340
貸倒引当金	△1,356	預り金	7,000
		賞与引当金	7,105
固定資産	118,354	受注損失引当金	833
有形固定資産	20,987	製品保証引当金	11,127
建物附属設備	14,976	未払消費税等	17,515
車両運搬具	2,317		
工具器具備品	78,867	固定負債	115,430
リース資産	14,998	長期借入金	87,476
減価償却累計額	△90,172	資産除去債務	8,255
無形固定資産	43,482	リース債務	19,699
ソフトウェア	8,874		
リース資産	34,607	負 債 合 計	519,034
投資その他の資産	53,883	純 資 産 の 部	
出資金	50	株主資本	118,910
敷金及び保証金	25,007	資本金	94,031
繰延税金資産	19,582	資本剰余金	38,457
その他	9,243	資本準備金	38,457
		利益剰余金	△13,578
		その他利益剰余金	△13,578
		繰越利益剰余金	△13,578
		新株予約権	440
		純 資 産 合 計	119,350
資 産 合 計	638,385	負債・純資産合計	638,385

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 8 月 1 日から)
(2025年 7 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,182,318
売上原価		838,438
売上総利益		343,879
販売費及び一般管理費		314,876
営業利益		29,003
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	1	
補助金収入	6,057	
為替差益	149	
家賃収入	1,638	
その他	1,049	8,969
営業外費用		
支払利息	7,137	
その他	594	7,732
経常利益		30,240
特別利益		
固定資産売却益	482	
資産除去債務履行差額	1,901	2,383
特別損失		
固定資産除却損	4,148	
抱合せ株式消滅差損	13,146	17,295
税引前当期純利益		15,328
法人税、住民税及び事業税	1,240	
法人税等調整額	△6,379	△5,139
当期純利益		20,468

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰 余金 繰越利益剰 余 金	利 益 剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	94,031	38,457	38,457	△34,047	△34,047	98,442
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	—	—	20,468	20,468	20,468
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	20,468	20,468	20,468
当 期 末 残 高	94,031	38,457	38,457	△13,578	△13,578	118,910

	新 株 予約権	純資産 合 計
当 期 首 残 高	440	98,882
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益	—	20,468
当 期 変 動 額 合 計	—	20,468
当 期 末 残 高	440	119,350

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品・・・最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

③受注損失引当金

受注物件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末日における受注物件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、その損失見込額を計上しております。

④製品保証引当金

製品保証に伴う支出に備えるため、将来支出されると見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 設計ソリューション事業

設計ソリューション事業は、意匠設計、設備設計、構造設計、生産設計、デジタルコンテンツ制作、測量設計など建設設計に携わる事業であります。顧客との契約に基づいて、設計結果を納品する履行義務及び工事進捗の監理を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、前者については、設計結果に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、設計結果を顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各事業年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。後者については、契約期間に渡って履行義務が充足することから、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

② 派遣事業

派遣事業は、顧客と取り交わす派遣契約に基づき、建設設計業務の技術保有者をゼネコン及び大手住宅総合メーカー等に派遣する事業であります。履行義務は、契約期間にわたり労働者の労働力の提供に応じて充足されると判断し、労働者の派遣期間の稼働実績に応じて、派遣期間に定められた金額に基づき、各月の収益として認識しております。

(5) 外貨建資産負債の換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	20,987千円
無形固定資産	43,482千円
減損損失	一千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、部署ごとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしております。減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たなかった場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された翌事業年度予算を基礎とした事業計画を基礎としており、過去の実績等も総合的に勘案し、算定しております。また、翌事業年度の受注予測、人員数を主要な仮定として見積もりを行っております。

c. 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、当社が事業を営む地域の市況が大きく変化する場合や、事業計画の未達により計画の見直しが必要になった場合、翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	19,582千円
--------	----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異等の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会で承認された翌事業年度予算を基礎とした事業計画を基礎としており、過去の実績等も総合的に勘案し、算定しております。また、翌事業年度の受注予測、人員数を主要な仮定として見積もりを行っております。

c. 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、当社が事業を営む地域の市況が大きく変化する場合や、事業計画の未達により計画の見直しが必要になった場合、翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 90,172千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 資産除去債務履行差額

子会社の吸収合併により当初の除去予定時期よりも早期に除去することとなったために生じた履行差額であります。

(2) 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物付属設備	4,125千円
工具器具備品	23千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(株)	570,275	—	—	570,275

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数 普通株式 40,000株

6. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	13,627千円
賞与引当金	2,430 "
受注損失引当金	284 "
未払費用(法定福利費)	362 "
貸倒引当金	297 "
一括償却資産	279 "
製品保証引当金	3,805 "
資産除去債務	2,823 "
敷金消却	510 "

繰延税金資産小計	24,420千円
----------	----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,630 "
-----------------------	----------

繰延税金資産合計	20,789千円
----------	----------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,207 "
-----------------	----------

繰延税金負債合計	△1,207 "
----------	----------

繰延税金資産純額	19,582千円
----------	----------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的に生じる余資を流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で2年9ヶ月後であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスクの管理

借入金に係る金利の変動リスクに対しては、すべて金利を固定化しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門の報告を受け、管理部が月次に資金繰り計画を更新する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち31.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (※2)	11,804	9,049	△2,755
資産計	11,804	9,049	△2,755
(1) 長期借入金(※3)	167,074	161,935	△5,138
(2) リース債務 (※4)	41,092	40,067	△1,025
負債計	208,166	202,002	△6,163

1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- ※2. 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。
- ※3. 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。
- ※4. 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合計して表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	9,049	—	9,049
資産計	—	9,049	—	9,049
長期借入金	—	161,935	—	161,935
リース債務	—	40,067	—	40,067
負債計	—	202,002	—	202,002

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、パソコン等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の主たる事業は設計ソリューション事業であり、その他の事業等も含め、収益及びキャッシュ・フローの性質・計上時期などに関する重要な相違はありません。よって開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の(4) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	208円	51銭
(2) 1株当たり当期純利益	35円	89銭

11. 企業結合等に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社一寸房コンサルを吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、2024年11月1日付で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

なお、本合併は2024年10月29日開催の第19回定時株主総会において、承認可決されております。また、株式会社一寸房コンサルにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社一寸房コンサル

事業の内容：測量調査、診断、地図・地形・C I M関連データ作成及び関連書類の作成、不動産の調査

(2) 企業結合日

2024年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社一寸房コンサルを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社一寸房

(5) その他取引の概要に関する事項

①合併の目的

被合併会社である株式会社一寸房コンサルは、当社の100%出資の連結子会社であり、測量業務を中心に行ってまいりましたが、事業の一体運営による経営の合理化、業務の効率化を推進することを目的として、本合併を行うことといたしました。

②合併に係る割当内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年9月18日

株式会社一寸房 監査役会
常勤監査役 安井 健一 ㊟

監 査 役 森元 康輔 ㊟

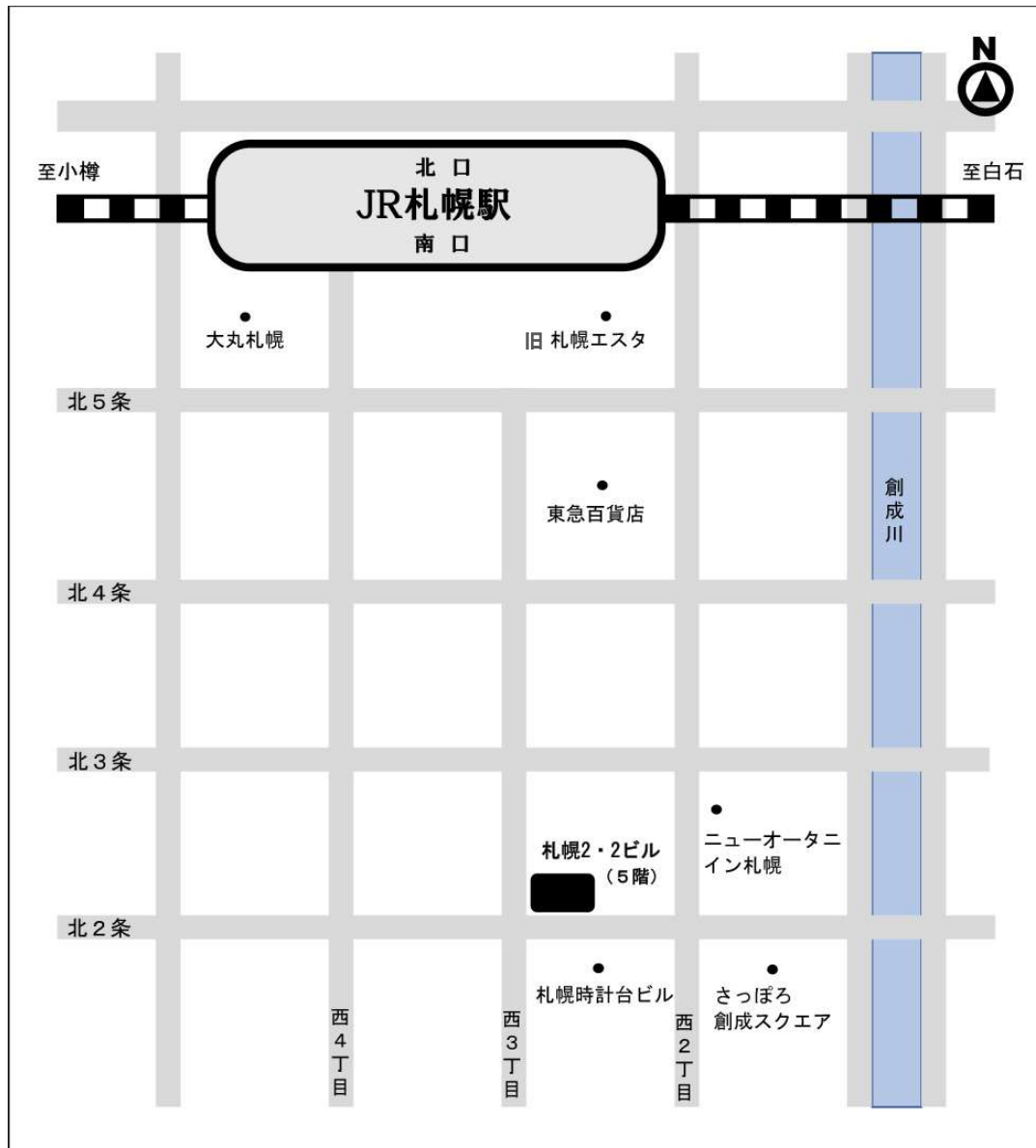
監 査 役 及川 華恵 ㊟

(注) 監査役森元康輔及び監査役及川華恵は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 札幌市中央区北二条西二丁目 4 1 番地 札幌 2・2 ビル 5 階
株式会社一寸房 本社 会議室
電 話 : (011) 215 - 0127 (代表)
U R L : <https://issun.jp/>



交通のご案内

交 通 札幌市営地下鉄「大通駅」「さっぽろ駅」22番出口より徒歩約5分
地下歩行空間5番出口より徒歩約2分
(お願い) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

< メモ欄 >

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

当社第 20 回定時株主総会招集ご通知の原本に相違ありません。